

美原町地区の地区計画

■地区整備計画

当初決定 平成 9 年 8 月 1 日 東松山市告示第 116 号

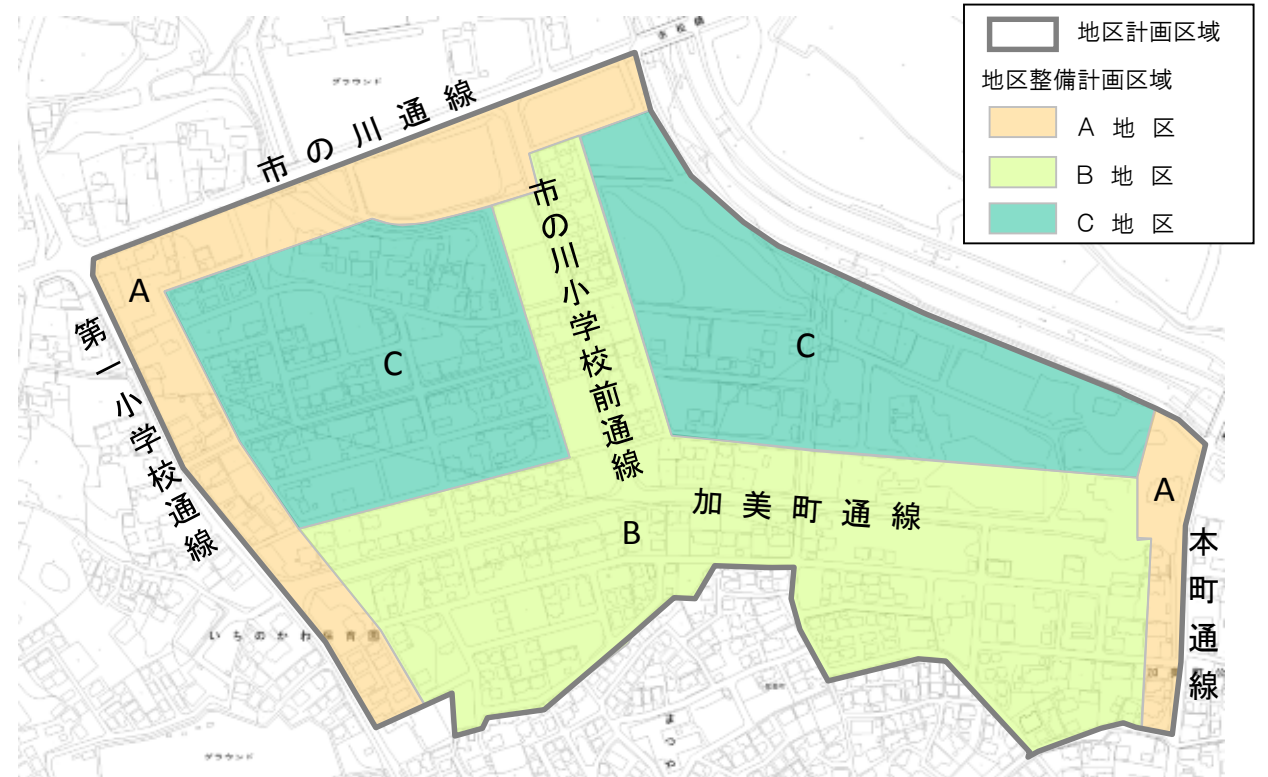
最終決定 平成 30 年 8 月 11 日 東松山市告示第 283 号



地区の区分 (用途地域)	A地区 (第一種・第二種住居地域)	B地区 (第一種・第二種中高層 住居専用地域)	C地区 (第一種低層住居専用地域)
区分の面積	約4.2ha	約11.4ha	約10.0ha
建築物等の用途 の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1)床面積の合計が15㎡を超える畜舎 (2)自動車教習所、ホテル、旅館、カラオケボックス、パチンコ屋、風営法第2条に定められた施設 (3)付属倉庫以外の倉庫(但し、床面積の合計が15㎡以下のものを除く)		
建築物の敷地面積 の最低限度	150㎡ ただし、土地区画整理事業での換地面積が150㎡に満たない敷地については換地面積とする。		
壁面の位置の制限	建築物の壁若しくはこれに代わる柱(自動車等車庫の柱を除く)又は高さ2mを超える門、及び工作物(電柱等は除く)は、その面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は1m以上とする。		
建築物等の高さ の最高限度	—	敷地地盤面から12m以下とする。	敷地地盤面から10m以下とする。
建築物等の形態 又は意匠の制限	建築物及び屋外広告物は、美観、風致を良好に保つため、刺激的な色彩又は装飾を用いないものとする。		
かき又はさく の構造の制限	道路境界及び隣地境界に設けるかき又はさくは、次の各号の一つに掲げるものとする。 (1)生垣(樹木は、道路境界より50cm以上後退させて植栽し、枝や葉が道路部分に張り出さないようにする。) (2)竹垣、板さく(高さを敷地地盤面から1.5m以下とし、道路境界に設けるものにあつては、道路側に植栽帯を設け、植樹を施すものとする。) (3)透視可能フェンス(高さを敷地地盤面から1.5m以下とし、基礎の高さは60cm以下のもの。但し、道路境界に設けるものにあつては、植栽帯を設け、植樹を施すものとする。但し、門柱は除く。) (4)ブロック塀等(高さを敷地地盤面から1.5m以下とし、道路境界に設けるものにあつては、道路側に幅1m以上の植栽帯を設け、植樹を施すものとする。但し、門柱は除く。)		

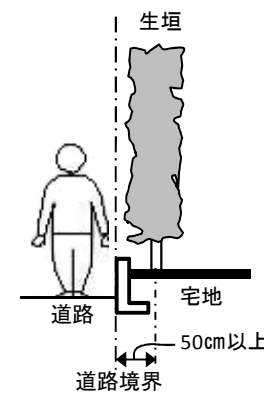
建築物等に関する事項

■地区区分図

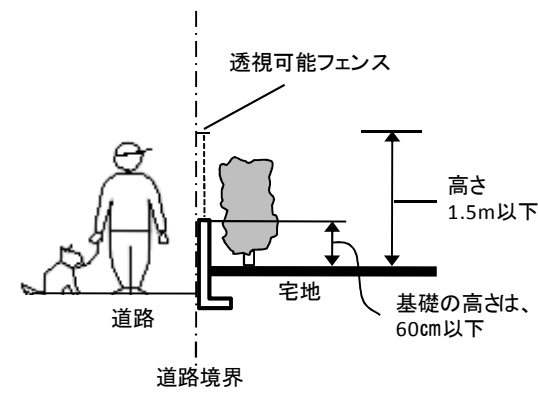


垣又はさくの構造の制限

(1) 生垣は、道路境界より50cm 以上後退させて植栽します。



(3) 透視可能フェンスは、高さを1.5m 以下とし、道路境界に設ける場合は植栽帯を設けます。



(2) (4) 竹垣、板さく、ブロック塀等は、高さを1.5m 以下とし、道路境界に設ける場合は、道路側に植栽帯を設けます。ブロック塀等の場合には、植栽帯の幅を1m 以上とします。

